

政府備蓄米の加工原材料用販売について

令和6年産の加工原材料用米穀の取引価格は、対前年比で大きく増加し、高騰していることに加え、ふるい下米の発生量の減少により、供給量が減少し、米菓、焼酎、味噌等の米加工品製造業者において、安定的な価格・量の確保が困難となっています。

また、令和7年産米は加工用米等の作付意向が減少し、加工原材料用米穀の価格の高騰や原料確保が困難な状況が続くことが想定されることから、国産加工原材料用米穀の需要者を対象に、令和7/8年の備蓄運営において年産更新の対象となる令和2年産政府備蓄米を加工原材料用に販売を行うこととします。

なお、今回の販売に当たっては、今後の国産加工原材料用米穀の安定した供給を図るため、今回の政府備蓄米購入契約数量以上に令和8年産の加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）の購入を希望することを要件とします。

1 販売対象米穀・数量・販売価格・開始時期

(1) 対象米穀：令和2年産政府備蓄米（玄米（水稻うるち玄米1・2等）、精米）

* 産地、品種銘柄及び等級の指定はできません。

* 現品の引渡しに当たっては、複数の産地、品種銘柄及び等級が混在する場合があります。

(2) 対象数量：7.5万トン（玄米5.2万トン、精米2.3万トン）

(3) 販売価格：玄米 151,840円/トン（税抜き）

精米 187,460円/トン（税抜き）

(4) 開始時期：令和7年8月1日（金）10時から申込受付開始

(5) 引渡期間：令和7年8月21日～令和8年2月末

* メニューごとに引取期限があります。

2 販売対象者

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）第4章I第2の1(2)及び(3)に規定する加工原材料用の買受資格を有する者であって、加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）の令和4年産から6年産までのいずれかで取組実績があり、かつ令和7年産の加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）について、取組計画のある者（今回の政府備蓄米の購入契約数量以上に令和8年産の加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）の購入を希望する者に限る。）であることとします。

ただし、産地の都合で令和7年産の取組計画が立てられなかった者については、取組実施主体との取引ができなかった旨の証明をもって申し込みができるものとします。

(※) 新規に買受資格を希望する方は、以下URLにて案内の「政府所有米穀の売渡しに係る買受資格の定期審査について」に沿って申請を行ってください。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/sikaku/index.html>

なお、申請書類の受付後、資格審査に一定期間（少なくとも7営業日程度）を要しますので、早めの提出をお願いします。

3 販売数量の上限

加工用米及び新規需要米（米粉用米）の令和4年産から6年産までのいずれかの取組契約実績（ふるい下米の令和4年産から6年産のいずれかの取扱実績を含む。）と7年産計画数量（ふるい下米の7年産取扱予定数量を含む。）の差（7年産不足分）を上限とします。

4 販売対象用途

基本要領第4章Ⅰ第1の2（2）に規定する加工原材料用に限定します。

なお、使用用途は次のア～キに掲げるものとします。

ア 酒類用（焼酎用、泡盛用（沖縄県下の買受資格者に販売する場合に限る。）リキュール類用、スピリッツ用、みりん用、ビール用、雑酒用又は純粋酵母用）

イ 調味料用（味噌用、食酢用、醤油用、こうじ（清酒用こうじは除く。）用、たれ調味料用、もろみ（清酒用もろみは除く。）用又は香辛料用）

ウ 菓子用（米菓用又は和菓子用）

エ 米穀粉用（上新粉やみじん粉等の米穀粉用、乳児穀粉用、玄米粉用又はビーフン粉用）

オ 加工品用（甘酒用、玄米茶用、漬物もろみ用、朝食シリアル用、乳児食用、ライススターチ用、味米用、いり玄米スープ用又は水産練製品用）

カ 小麦粉混入製品用（米穀粉入りめん用又は米穀粉入りフライ用）

キ その他農産局長が必要と認める用途（※）

（※）清酒用、加工米飯用（肉又は魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲動物の混入割合が3%以上（仕込時）である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって、2ヶ月以上の保存に耐えられるもの）、ビタミン強化米用、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品用、包装もち用又は米穀粉混入製品用

5 契約書の締結

（1）契約締結に当たっては、受託事業体と買受者の間で契約書を作成するものとします。

（2）買受者は結果の通知を受けてから2週間以内に契約書に記名押印の上、契約書を締結するものとします。

6 引渡方法

（1）買受者が希望する引渡し場所での車上渡しとします。なお、車上渡しの一度の引渡量は、原則10トン又は12トンの倍数とします。

（2）買受者が希望する場合は、受託事業体と協議し、在庫倉庫での在姿渡しも可能とします。

7 その他

買受者が契約を締結しないとき及び2の要件を満たさないことが確認された場合は、基本要領に基づき資格を停止する場合があります。

－問い合わせ先－

農林水産省農産局農産政策部

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

企画課 米穀需給班 : 03-6738-8973（直通）

貿易業務課 契約第1班 : 03-6744-1353（直通）